

## 令和5年9月市議会定例会議

# 文教福祉常任委員会資料

- 議案第105号 福島市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定の件 . . . . . 2頁 (議案書33頁)  
【衛生課】
- 議案第94号 令和5年度福島市一般会計補正予算 (第5号) . . . . . 3頁 (議案書11頁)  
【介護保険課】
- 議案第96号 令和5年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算 (第1号) . . . . . 4頁 (議案書21頁)  
【長寿福祉課】 【介護保険課】
- 議案第113号 審査請求に関する諮問の件 (債権差押処分 令和5年2月1日審査請求) . . . 6頁 (追加議案書5頁)  
【障がい福祉課】
- 議案第114号 審査請求に関する諮問の件 (債権差押処分 令和5年2月8日審査請求) . . . 9頁 (追加議案書10頁)  
【障がい福祉課】
- 報告第22号 専決処分報告の件  
専決第14号 和解の件 . . . . . 議案書121頁  
【生活福祉課】

健康福祉部

令和5年9月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第105号

(衛生課)

1 条例名	福島市旅館業法施行条例の一部を改正する条例
2 一部改正の趣旨	旅館業法の一部改正に伴い、引用条項を整理し、及び旅館業における事業譲渡の負担軽減を図る改正を行うもの。
3 一部改正の概要	旅館業法の一部を引用する福島市旅館業法施行条例について条ズレの修正及び事業譲渡に関する引用条項の追加をするもの。
4 条例改正による 市民への影響	市民や事業者に対して新たな義務や負担を求めるものではないため、条例改正に伴う特段の影響はない。
5 条例の施行予定日	生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（附則第1条ただし書に規定する規定を除く。）の施行の日
6 経過及び今後の スケジュール	令和5年6月14日 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の公布 令和5年9月 福島市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定 ・公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から改正法の施行 ・改正法の施行日から福島市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行
7 参考資料	

令和5年9月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第94号 令和5年度福島市一般会計補正予算（第5号）

介護保険課  
(単位：千円)

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明																
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源																	
14	3 民生費	1 社会福祉費	3 老人福祉費	13 高齢者福祉施設 整備費補助金	16,400	7,700	8,700	-	-	<p>○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 災害による停電等に備え、必要な電灯等の電力を確保するための非常用自家発電設備を整備する者に対し、補助を行うもの。</p> <p>【事業名】 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（非常用自家発電設備整備事業分）</p> <p>【補助交付先】 ・法人名：企業組合飯野の里 ・施設名：グループホーム飯野の里 ・補助額：7,700千円</p> <p>【補助率および補助単価】 ・補助率：国10/10 ・補助単価：国の補助単価どおり</p> <p>○高齢者福祉施設整備費（6月補正への増額） 施設整備や開設準備経費に対し補助を行うもの。補助単価の改正(増額)に伴い、補助額を増額するもの。</p> <p>【補助率】 補助率：県10/10</p> <p>【補助単価の改正】 左記のとおり</p> <p>【補助交付先】 ・法人名①：(株) ビジュアルビジョン ・法人名②：(株) 介護支援センターふじの里 ・補助額：8,700千円 (4,350千円×2施設)</p>																
<p>【補助単価の改正】一施設あたり (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助額</th> <th>①施設整備経費補助 (定額補助)</th> <th>②開設準備経費補助 (※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>48,702</td> <td>33,600</td> <td>15,102</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>53,052</td> <td>36,600</td> <td>16,452</td> </tr> <tr> <td>一施設あたりの増額分</td> <td>4,350</td> <td>3,000</td> <td>1,350</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※補助単価839千円 ×定員数(18名)</p> <p style="text-align: right;">※補助単価914千円 ×定員数(18名)</p>												補助額	①施設整備経費補助 (定額補助)	②開設準備経費補助 (※)	改正前	48,702	33,600	15,102	改正後	53,052	36,600	16,452	一施設あたりの増額分	4,350	3,000	1,350
	補助額	①施設整備経費補助 (定額補助)	②開設準備経費補助 (※)																							
改正前	48,702	33,600	15,102																							
改正後	53,052	36,600	16,452																							
一施設あたりの増額分	4,350	3,000	1,350																							

令和5年9月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第96号 令和5年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

介護保険課  
(単位：千円)

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
31	4 基金積立 金	1 基金積立金	1 基金積立金	介護給付費準備基 金積立金	112,178	-	-	-	繰越金 112,178	○保険給付費等精算による補正  令和4年度の介護保険料等歳入超過分を介護給付費 準備基金に積み立てる。  <参考>積立後の基金現在高 2,804,803千円
31	6 諸支出金	1 償還金及び 還付加算金	2 償還金	償還金	260,336	-	-	-	繰越金 260,336	○保険給付費等精算による補正  令和4年度の国・県負担金及び補助金、支払基金交 付金等を精算し、超過分を国・県等に返還するための 費用。

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
31	6 諸支出金	1 償還金及び 還付加算金	2 償還金	償還金	2,660	-	-	-	繰越金 2,660	○地域支援事業費の精算による補正  令和4年度の国・県補助金及び支払基金交付金を 精算し、超過分を国・県等に返還するための費用。

## 令和5年9月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

### 議案第113号 審査請求に関する諮問の件（債権差押処分 令和5年2月1日審査請求）

（障がい福祉課）

#### ●審査請求に関する諮問の件（障害者自立支援事業返還金に係る債権差押処分）

障害者自立支援事業返還金に係る債権差押処分の取消しを求める審査請求を棄却することについて、地方自治法第231条の3第7項の規定により諮問する。

#### 1 概要

指定障害福祉サービス事業所の監査をした結果、施設外就労（加算）に伴う基本報酬及び賃金向上達成指導員配置加算における不正請求を確認し、また、監査時における虚偽の答弁や虚偽の資料の報告もあり、令和4年9月5日付けで「指定取消（取消日は12月1日）」の行政処分を行いました。

不正請求を確認したことから、事業所に対し、取消日の令和4年12月1日付けで令和2年6月分から令和4年9月分までの自立支援給付費の返還請求を行いました。納入がなかったことから、滞納処分（財産差押処分）を行いました。

滞納処分に対し、事業所から令和5年2月1日に審査請求書を収受しました。

#### 2 審査請求人の住所、氏名

東京都港区六本木7丁目21-24-304 アクアグループ内  
株式会社CANTERA 代表取締役 木曾信介  
（代理人）

東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン26階  
弁護士法人TTM&Co. 弁護士 栗原 務

#### 3 経過

年月日	内容等	根拠法等
令和4年12月1日	自立支援給付費返還請求 (29,861,920円) (納期限:令和4年12月15日)	障害者総合支援法第8条第2項 福島市財務規則第37条第4項

年 月 日	内 容 等	根 拠 法 等
令和5年1月4日	督促状送付 (指定期限：令和5年1月18日)	障害者総合支援法第8条第3項 地方自治法第231条の3第1項、同条第3項、 福島市債権管理条例施行規則第5条第1項、同条第2項
令和5年1月19日	債権差押	地方自治法第231条の3第3項 地方税法第331条第1項、同条第6項 国税徴収法第47条第1項 福島市債権管理条例施行規則第16条第2項
令和5年2月1日	令和5年1月19日付け債権差押処分（4障第2073号）に対する審査請求書收受	

#### 4 審査請求の趣旨

福島市長が行った障害者自立支援事業返還金に係る令和5年1月19日付けの債権差押処分（4障第2073号）を取り消すとの裁決を求める。

#### 5 審査請求人の主張（審査請求書）

- (1) 差押処分の前に行われた給付費返還請求の不当性。
- (2) 差押処分が処分庁による権限の濫用であること。
- (3) 差押処分は指定取消処分及び給付費返還請求が確定した後になされるべきものであり、審査請求人の裁判を受ける権利を蔑ろにし、適正手続きの保障を害するものである。

#### 6 市の主張（弁明書）

- (1) 公定力について。
- (2) 差押処分の手続き上の適正性。  
※「公定力」とは、行政行為がたとえ違法であったとしても、その違法が重大かつ明白な違法で、当該処分を当然無効とする場合を除いては、権限ある行政機関や裁判所によって適法に取り消されない限り、有効なものとして扱われるという効力のことをいいます。

#### 7 審査請求人の反論（反論書）

- (1) 指定取消処分が差押処分とは直接関りがないというのは処分庁の詭弁である。
- (2) 指定取消処分と同様の理由に基づき判断された給付費返還請求処分決定及び差押処分そのものの判断の違法を主張する。

## 8 処分庁の再弁明（再弁明書）

審査請求人の反論は、滞納処分の違法性、不当性を述べているものではない。  
したがって、本件請求は理由がないから速やかに棄却されるべきである。

## 9 審理員意見（争点）

- (1) 差押処分、指定取消処分及び給付費返還請求処分との関係について。  
⇒本件審査請求の対象である「差押処分」において、当然無効とすべき重大かつ明白な違法性があるか否かについては、その原因となった先行処分の違法性に拠ることなく「差押処分の手続上の適正性」によってのみ判断すべきものとする。
- (2) 差押処分の手続上の適正性について。  
⇒差押処分に至る一連の手続きは、法令に基づき適正に処理されており、手続上固有の瑕疵は認められない。
- (3) 差押処分における課税処分による裁判例等の準用について。  
⇒行政処分は一般的に公定力を有するものであり、原則として、先行処分の違法性を後続処分の取消事由として主張することはできず、連続する処分間の目的の同一性及び審査請求人の権利利益の救済のために違法性の承継を認めるべき特別の事情があると認めることもできない。この判断は、処分の性質の違いによって差異が生じるものではない。
- (4) 以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、審査請求人のその余の主張を検討しても上記の判断を左右するものはないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却するのが相当である。



## 令和5年9月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

### 議案第114号 審査請求に関する諮問の件（債権差押処分 令和5年2月8日審査請求）

（障がい福祉課）

#### ●審査請求に関する諮問の件（障害者自立支援事業返還金に係る債権差押処分）

障害者自立支援事業返還金に係る債権差押処分の取消しを求める審査請求を棄却することについて、地方自治法第231条の3第7項の規定により諮問する。

#### 1 概要

指定障害福祉サービス事業所の監査をした結果、施設外就労（加算）に伴う基本報酬及び賃金向上達成指導員配置加算における不正請求を確認し、また、監査時における虚偽の答弁や虚偽の資料の報告もあり、令和4年9月5日付けで「指定取消（取消日は12月1日）」の行政処分を行いました。

不正請求を確認したことから、事業所に対し、取消日の令和4年12月1日付けで自立支援給付費の返還請求を行っていましたが、その後、令和4年9月分～10月分の自立支援給付費の請求内容が確定したため、令和4年12月15日付けで自立支援給付費の返還請求を行いました。しかし、12月1日の返還請求同様納入がなかったことから、滞納処分（財産差押処分）を行いました。

滞納処分に対し、事業所から令和5年2月8日に審査請求書を収受しました。

#### 2 審査請求人の住所、氏名

東京都港区六本木7丁目21-24-304 アクアグループ内  
株式会社CANTERA 代表取締役 木曾信介  
（代理人）

東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン26階  
弁護士法人TTM&Co. 弁護士 栗原 務

#### 3 経過

年 月 日	内 容 等	根 拠 法 等
令和4年12月15日	自立支援給付費返還請求 (665,812円) (納期限：令和5年1月4日)	障害者総合支援法第8条第2項 福島市財務規則第37条第4項

年 月 日	内 容 等	根 拠 法 等
令和5年1月11日	督促状送付 (指定期限：令和5年1月25日)	障害者総合支援法第8条第3項 地方自治法第231条の3第1項、同条第3項、 福島市債権管理条例施行規則第5条第1項、同条第2項
令和5年1月26日	債権差押	地方自治法第231条の3第3項 地方税法第331条第1項、同条第6項 国税徴収法第47条第1項 福島市債権管理条例施行規則第16条第2項
令和5年2月8日	令和5年1月26日付け債権差押処分（4障第2124号）に対する審査請求書收受	

#### 4 審査請求の趣旨

福島市長が行った障害者自立支援事業返還金に係る令和5年1月26日付けの債権差押処分（4障第2124号）を取り消すとの裁決を求める。

#### 5 審査請求人の主張（審査請求書）

- (1) 差押処分の前に行われた給付費返還請求の不当性。
- (2) 差押処分が処分庁による権限の濫用であること。
- (3) 差押処分は指定取消処分及び給付費返還請求が確定した後になされるべきものであり、審査請求人の裁判を受ける権利を蔑ろにし、適正手続きの保障を害するものである。

#### 6 市の主張（弁明書）

- (1) 公定力について。
- (2) 差押処分の手続き上の適正性。  
※「公定力」とは、行政行為がたとえ違法であったとしても、その違法が重大かつ明白な違法で、当該処分を当然無効とする場合を除いては、権限ある行政機関や裁判所によって適法に取り消されない限り、有効なものとして扱われるという効力のことをいいます。

#### 7 審査請求人の反論（反論書）

- (1) 指定取消処分が差押処分とは直接関りが無いというのは処分庁の詭弁である。
- (2) 指定取消処分と同様の理由に基づき判断された給付費返還請求処分決定及び差押処分そのものの判断の違法を主張する。

## 8 処分庁の再弁明（再弁明書）

審査請求人の反論は、滞納処分の違法性、不当性を述べているものではない。  
したがって、本件請求は理由がないから速やかに棄却されるべきである。

## 9 審理員意見（争点）

- (1) 差押処分、指定取消処分及び給付費返還請求処分との関係について。  
⇒本件審査請求の対象である「差押処分」において、当然無効とすべき重大かつ明白な違法性があるか否かについては、その原因となった先行処分の違法性に拠ることなく「差押処分の手続上の適正性」によってのみ判断すべきものとする。
- (2) 差押処分の手続上の適正性について。  
⇒差押処分に至る一連の手続きは、法令に基づき適正に処理されており、手続上固有の瑕疵は認められない。
- (3) 差押処分における課税処分による裁判例等の準用について。  
⇒行政処分は一般的に公定力を有するものであり、原則として、先行処分の違法性を後続処分の取消事由として主張することはできず、連続する処分間の目的の同一性及び審査請求人の権利利益の救済のために違法性の承継を認めるべき特別の事情があると認めることもできない。この判断は、処分の性質の違いによって差異が生じるものではない。
- (4) 以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、審査請求人のその余の主張を検討しても上記の判断を左右するものはないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却するのが相当である。

<参考> 議案第113号及び議案第114号関連

障害福祉サービス事業所に対する行政処分にかかる経過について

1 概要

指定障害福祉サービス事業所の監査を実施した結果、施設外就労（加算）に伴う基本報酬及び賃金向上達成指導員配置加算における不正請求を確認し、また、監査時における虚偽の答弁や虚偽の資料の報告もあり、令和4年9月5日付で「指定取消」の行政処分を行いました。

それに対し、令和4年10月24日付で、福島市長を被告とする「指定取消処分取消請求」、福島市長を相手方とする「指定取消処分執行停止申立書」が福島地方裁判所にありました。

2 対象法人・事業者名等（原告）

(1) 対象法人	株式会社CANTERA（カンテラ）	代表取締役 木曾信介	東京都港区六本木七丁目21-24-304 アクアグループ内
(2) 対象事業所	インテリオール福島（事業種別：就労継続支援A型）		福島市置賜町8-22 置賜ビル2階
(3) 内容	①指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分の取消 ②指定取消処分の効力が確定するまでの停止		

3 当市代理人弁護士（令和4年11月4日委任契約）

代理人弁護士	弁護士法人鈴木芳喜法律事務所 鈴木芳喜、駒田晋一、湯浅亮、佐藤貴洋	福島市五老内町6番9号
--------	-----------------------------------	-------------

4 経過等

年 月 日	内 容 等
令和2年5月1日	事業所新規指定
令和3年10月5日～ 令和4年2月18日	実地指導及び実地監査
令和4年6月3日	行政処分にかかる第1回聴聞会
令和4年8月17日	行政処分にかかる第2回聴聞会（※事業所側の出席なし）
令和4年9月5日	行政処分（指定取消）告示
令和4年10月24日	事業所より福島地方裁判所へ訴えの提起及び執行停止申立書の提出
令和4年11月18日	執行停止申立書にかかる意見書提出
令和4年12月1日（取消日）	返還金の調定及び納付書送付
令和4年12月2日	指定取消処分執行停止申立てについて「却下」
令和4年12月7日	第1回口頭弁論

## 5 処分の原因となる事実

(1)運営基準違反（障害者総合支援法第50条第4号）
（ア）管理者が従業員及び業務の管理その他の管理等の責務を果たしていなかった。
(2)不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）
（ア）施設外就労の算定要件を満たさないまま、訓練等給付費及び令和2年度までの施設外就労加算を不正に請求し受領していた。
（イ）賃金向上達成指導員配置加算について、算定要件を満たさないまま不正に請求し受領していた。
（ウ）不正請求額（返還金：加算金40%含む）：令和2年6月～令和4年9月分 29,861,920円
(3)虚偽の報告（障害者総合支援法第50条第1項第6号）
（ア）監査において支援記録の提出を求めたところ、改ざんした記録を提出し、虚偽の答弁及び虚偽の資料による報告等を行った。
（イ）事業者側が施設外就労であると言及した筆耕作業における委託契約書の提出を求めたところ、委託契約書を作成・提出し、従前、事業所内就労で業務していた本筆耕作業のウェブ登録名を、翌日、施設外企業名に変更した。

## 6 主な訴状内容（※本処分にかかる事業者側の反論等）

(1) 運営基準違反をしていない
（ア）管理者は職員の勤怠関係について把握していた。
（イ）利用者支援記録の追記、削除は虚偽でなく修正である。
（ウ）ウェブ登録の名義変更は、施設外就労に見せかけるために変更したものではない。
(2) 不正請求をしていない
（ア）施設外就労の要件及び施設外就労加算の要件を満たす。
（イ）賃金向上達成指導員の要件を満たす。
(3) 虚偽の報告をしていない
（ア）施設外就労の算定となる記録を改ざんしていない。
（イ）ウェブ登録の名義を施設外就労企業名義に変更していない。
(4) 効果裁量の逸脱・乱用
（ア）本処分は、市行政処分取扱要領「虚偽の答弁・虚偽の資料の提出」を重視した他事考慮である。
（イ）利用者の経済的利益・身体的利益を一切考慮することなく本処分を行ったことは、考慮不尽である。